

公害等調整委員会の概要

1. 公害等調整委員会の目的・役割

- (1) 公害等調整委員会設置法に基づき、総務省の外局として置かれる国家行政組織法第3条の行政委員会。
- (2) 公害紛争事件の解決を図るとともに、鉱業等と一般公益等との土地利用調整を図るため、独立して職権を行使。被害者自身の立証が困難な公害紛争の因果関係について、必要に応じて専門的知見も活用しながら職権で調査し、事件解決を図ることが特徴。
- (3) 公害紛争の主な解決方法
- ① 調停
調停案の提示などにより、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続。
 - ② 裁定
 - ア 責任裁定
損害賠償責任の有無及び賠償額について、法律的判断を行う手続。
(※神栖市事件で申請された紛争処理手続。)
 - イ 原因裁定
加害行為と被害発生との間の因果関係について法律的判断を行う手續。
- (4) 最近の主な業務の動向（公害紛争事件関係）
- ① 新規受付件数（22年度27件、23年度29件）、係属件数（22年度57件、23年度67件）とも増加傾向。
 - ② 化学物質、廃棄物、低周波音、土壤汚染を巡る事件など、因果関係の解明が難しい事件が係属し、紛争の態様が多様化。
 - ③ このような動向に対応するため、職権調査を充実させるなど、当事者の負担軽減を図っている。

2. 委員構成

職名	氏名	主な職歴
委員長	おおうち 大内 捷司	元札幌高等裁判所長官
委員	さかい 堺 宣道	元国立精神・神経センター精神保健研究所長
委員	しばやま 柴山 秀雄	元芝浦工業大学工学部教授
委員	まつもり 松森 宏	弁護士 元金沢大学法科大学院教授
委員	こだま 小玉 喜三郎	元(独)産業技術総合研究所副理事長
委員	すぎの 杉野 翔子	弁護士
委員	たかはし 高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授